「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
先導的な地域医療の活性化総合特区	26209	ICTを活用した遠隔栄養食事指導の診療報酬化に向けたエビデンスの収集促進	ICT（TV会議システム等）を活用した遠隔栄養食事指導が，対面指導と比べて患者に対する医療サービスの質・効果が上がるというエビデンスの確立に係る臨床試験の実施方法や症例規模，指標等についてのガイドライン（基準）を策定する。得られたエビデンスレベルに応じた保険診療のグレードについても検討する。	糖尿病死亡率ワースト1が続く状況に加え，糖尿病の専門治療医療機関が地域的に偏在し，大半の地域のかかりつけ医において管理栄養士が不在であるという本県の課題に対し，糖尿病の遠隔栄養食事指導を普及・拡大させることが，糖尿病の重症化予防等の促進に繋がるものであると考えられ，そのためには遠隔栄養指導が診療報酬化されることが非常に重要である。 本提案の実現は，診療報酬化のために必要な，当該指導に係る有効性等のエビデンスの収集促進に繋がるものであり，これによって，本県の政策課題である「糖尿病の克服」及び「地域医療の再生」に寄与するものである。	1回目	厚生労働省	厚生労働省保険局医療課 健康局がん対策・健康増進課	（根拠法令） なし （関連法令） ○健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第63条第1項、第76条第2項 ○診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号） ○医師法 （昭和23年7月30日法律第201号）第20条	E	－	－	新規の医療技術については、学会等からの要望を受け、中央社会保険医療協議会において個別に安全性、有効性を確認したうえで保険適用の可否について厚生労働大臣の諮問に対して答申し、それを受けて厚生労働大臣が告示することによって保険給付の対象となるところ、本提案については、学会等からの要望以前の段階に関する疑義照会であることから、根拠法令及び規制は存在しない。	本提案は、保険適用を目指す医療技術に関する臨床研究の実施方法や保険適用を希望する際に提出すべき安全性、有効性のエビデンスに関するガイドラインの提示を国に求めるものであるが、臨床研究の実施方法や保険収載の可否を判断する際に要求される、安全性、有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについては、保険適用を目指す個別の医療技術ごとに異なるものであり、国が一律に示すことができるものではないため、保険収載の要望を行う学会等において個別にご判断いただくものであり、御提案について厚生労働省として対応することは困難である。	d	○安全性、有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについて、国が一律に示すことができるものではない、との点については了解。 ○しかしながら、本特区としては、「遠隔での栄養指導」の保険診療化実現により、患者の利便性向上や糖尿病の重症化予防につながるのはもちろんのこと、トータルとして医療費の削減にもつながると考えて提案を行っているものであり、人口減少や高齢化の進む今後の社会において非常に有効な医療手段であると考えている。 ○本県は、このような課題についての先進県であるとともに、全国屈指のICT環境が整備されている先進県でもあり、こうした遠隔での栄養指導の有効性を実証する場として最適であると考えており、厚生労働省においても、地域医療の課題解決に資する遠隔指導の推進について積極的な御検討をいただくとともに、円滑なエビデンスの収集が図られるよう、可能な限り情報提供や意見交換に応じていただきたい。	厚生労働省から安全性、有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについて、国が一律に示すことができるものではないとの見解が示されたことについて、自治体は了解している。しかし、自治体において、本提案は非常に有効な医療手段であると考えているため、厚生労働省において、地域医療の課題解決に資する遠隔指導の推進について積極的な検討をするとともに、円滑なエビデンスの収集が図られるよう、可能な限り情報提供や意見交換を行うこと。	V
					2回目												